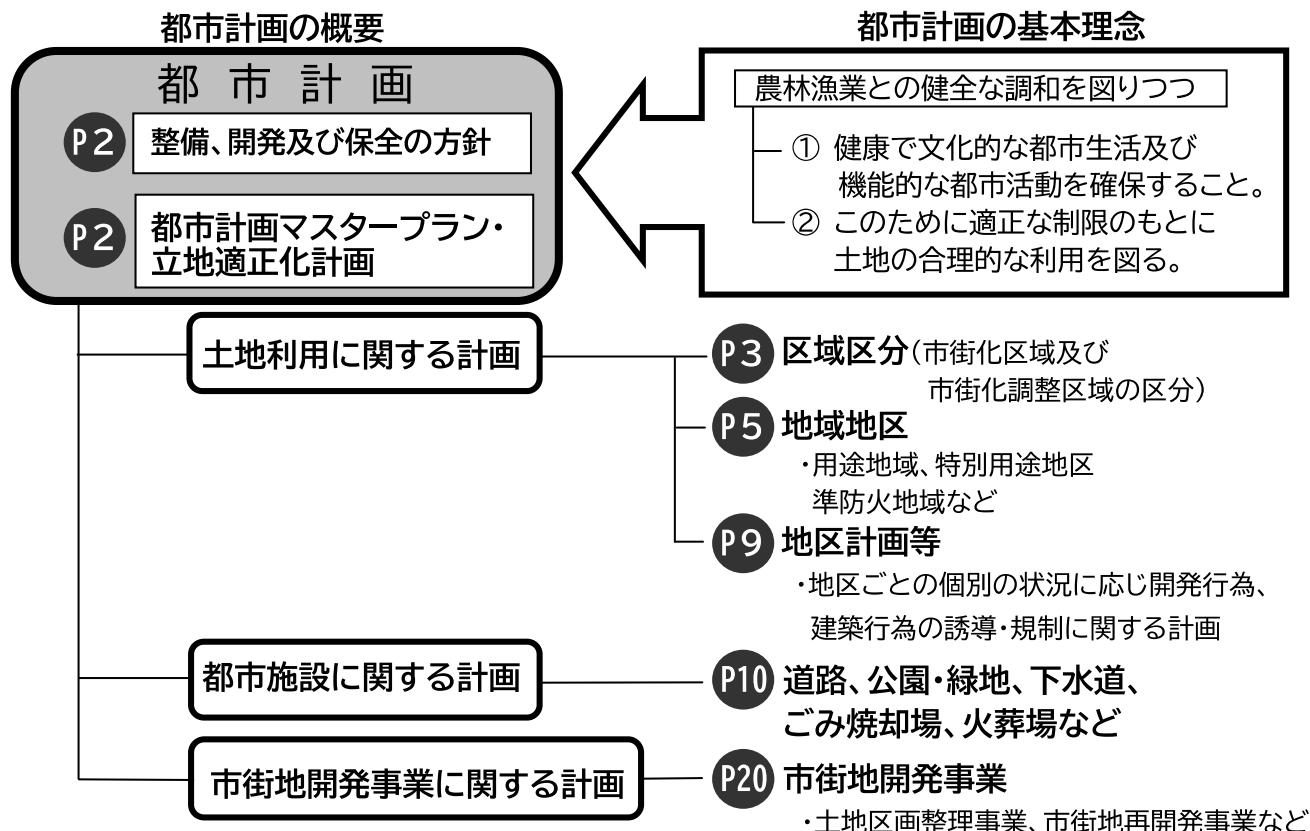


01 都市計画とは

都市計画は、まちづくりの基本的な構想(江別市の総合計画など)に基づき、土地の利用、建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を総合的・一体的に定めるものです。この計画に基づいて、まちづくりを規制・誘導するとともに、道路、公園、下水道、土地区画整理事業などの事業を実施して、住み良いまちづくりを行います。



この都市計画の内容、法定の手続、都市計画の制限や事業などについて定めているのが都市計画法で、国土利用計画法、農振法(農業振興地域の整備に関する法律)などの他の土地関係法令とも密接な関連があります。

02 都市計画区域

都市計画区域とは健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法の規定が適用される区域のことです。

- ・自然環境や社会環境などから、一体の都市として総合的に開発したり保全したりする必要のある区域が指定されます。
- ・札幌圏都市計画区域は、札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市の5市で構成されています。

区 域 名	市 名	都 市 計 画 区 域(決 定 事 項)			
		当 初 指定年月日	最 終 決定年月日	行政区域 の 範 囲	面 積 (ha)
札 幌 圏 都市計画区域	札 幌 市	T12. 7. 1	R3. 3.23 (道)第230号	一 部	57,584
	小 樽 市	T12. 7. 1		一 部	910
	江 別 市	S19. 5.20		全 部	18,738
	北広島市	S41. 3.20		全 部	11,905
	石 狩 市	S41. 3.20		一 部	9,493
計					98,630

■都市計画区域の変遷

名 称	告示年月日	告示番号	備 考
江別都市計画区域	S19. 5.20		当初決定(区域不明)
変更については詳細不明			
札幌圏都市計画区域	S44.12.26	(道)第2374号	江別市全域を指定
	S60. 3. 7	(道)第326号	※小樽市、石狩町区域の変更
	H19. 3.27	(道)第210号	※札幌市区域の変更
	R 3. 3.23	(道)第230号	※各市区域の変更

03 都市計画マスタープラン・立地適正化計画

都市の将来目標や整備方針を具体的、総合的に定め、全体が秩序立って進んでいくための基本方針として、**都市計画のマスタープラン**を策定しています。

北海道が札幌圏など都市計画区域ごとについて定める「**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**」と江別市が定める「**江別市都市計画マスタープラン**」の2つがあります。

① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、札幌圏都市計画区域について、将来の姿を展望しつつ令和12年(2030年)の姿を想定し、土地利用、都市施設等の都市計画決定の方針を定めたものです。

今後決定される個々の都市計画は、この方針に即したものでなければなりません。

告示年月日	告示番号	備 考
平成16年 4月 6日	(道) 第390号	当初決定
平成19年 3月27日	(道) 第211号	変 更
平成22年 4月 6日	(道) 第302号	第1回見直し
令和 3年 3月23日	(道) 第230号	第2回見直し

② 江別市都市計画マスタープラン(市町村マスタープラン)

江別市都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープランと整合を図りながら、江別市が定めるマスタープランです。

この市町村マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村がその創意工夫のもとに住民の意見を反映しながら定めるマスタープランです。

③ 立地適正化計画

立地適正化計画とは、医療、介護福祉、商業等の都市機能、居住を誘導・集約させ、公共交通等のアクセス性を向上させることなどにより、持続可能なまちづくりを推進するものです。

都市計画マスタープランの一部とされる立地適正化計画を、都市再生特別措置法に基づき策定します。詳細については23ページをご覧ください。